

付録1

日本標準産業分類(F一製造業)

18-19 食料品製造業

181 畜産食料品製造業

1811 肉製品製造業

1812 乳製品製造業

1819 その他の畜産食料品製造業

182 水産食料品製造業

1821 水産かん詰製造業

1822 海そり加工業

1823 寒天製造業

1824 魚肉ハム、ソーセージ製造業

1825 水産練製品製造業

1826 冷凍水産物製造業

1829 その他の水産食料品製造業

183 野菜かん詰、果実かん詰、農産保存食料品製造業

1831 野菜かん詰、果実かん詰、農産保存食料品製造業

1832 野菜つけ物製造業

184 調味料製造業

1841 味噌製造業

1842 しょう油、食用アミノ酸製造業

1843 グルタミン酸ソーダ製造業

1844 ソース製造業

1845 食酢製造業

1849 その他の調味料製造業

185 精穀、製粉業

1851 精米業

1852 精麦業

1853 小麦粉製造業

1859 その他の精穀、製粉業

186 砂糖製造業

1861 砂糖製造業

1862 砂糖精製業

187 パン、菓子製造業

1871 生パン製造業

1872 生菓子製造業

1873 乾パン、千葉子製造業

1874 米菓製造業

1879 その他のパン、菓子製造業

188 飲料製造業

1881 清涼飲料製造業

1882 果実酒製造業

1883 ビール製造業

1884 酒精酒製造業

1885 蒸留酒、混成酒製造業

189 飼料、有機質肥料製造業

1891 配合飼料製造業

1892 単体飼料製造業

1893 有機質肥料製造業

191 動植物油脂製造業

1911 植物油脂製造業

1912 動物油脂製造業

1913 食用油脂加工業

192 その他の食料品製造業

1921 ふくらし粉、イースト、その他の酵母剤製造業

1922 製茶業

1923 でん粉製造業

1924 ぶどう糖、水あめ製造業

1925 製冰業

1926 めん類製造業

1927 こうじ、種こうじ、麦芽、もやし製造業

1929 他に分類されない食料品製造業

20 繊維工業

201 製糸業

2011 器械生糸製造業

2012 座縫生糸製造業

2013 玉糸製造業

2019 その他の生糸製造業

202 紡績業

2021 編績業

2022 化学繊維紡績業

2023 毛糸紡績業

2024 編績業

2025 麻糸紡績業

2029 その他の紡績業

203 糸業

2031 ねん糸、かさ高加工糸製造業

2032 かさ高加工糸製造業

204 織物業

2041 織物業

2042 絹、人絹織物業

2043 毛織物業

2044 麻織物業

2049 その他の織物業

205 メリヤス製造業

2051 丸編メリヤス生地、同製品製造業

2052 大編メリヤス生地、同製品製造業

2053 橫編メリヤス製造業

2054 くつ下製造業

2055 メリヤス手袋製造業

206 染色整理業

2061 織、スフ、麻織物機械染色業

2062 絹、人絹織物機械染色業

2063 毛織物機械染色整理業

2064 織物整理業

2065 織物手加工染色整理業

2066 純糸織維糸染色整理業

2067 メリヤス、レース染色整理業

2068 織維雑品染色整理業

207 網網製造業

2071 網製造業

2072 漁網製造業

2079 その他の網地製造業

208 レース、織維雑品製造業

2081 刺しゅうレース製造業

2082 編レース製造業

2083 ポビングレース製造業

2084 組ひも製造業

2085 細縞織物業

2089 その他のレース、織維雑品製造業

209 その他の織維工業

2091 整毛業

2092 麻製織業

2093 せん毛業

2094 製糸業

2095 フエルト、不織布製造業

2096 じゅうたん、その他の織維製床敷物製造業

2097 上塗りした織物、防水した織物製造業

2098 織維製衛生材料製造業

2099 他に分類されない織維工業

210 家具、装備品製造業

211 衣服・その他の織維製品製造業

2111 外衣製造業

2112 男子服製造業

2112 婦人、子供服製造業

2113 作業服製造業

2114 学校服製造業

212 中衣、下着製造業

2121 中衣製造業

2122 下着製造業

2123 梱整着製造業

213 帽子製造業

2131 フエルト帽子、帽体製造業

2132 糸物製帽子製造業

2139 その他の家具、設備品製造業

2391 事務所用、店舗用設備品製造業

2392 空用、とびら用日よけ製造業

2393 日本びようど、衣こう、すだれ製造業

2394 節縫、箱縫製造業

2399 他に分類されない家具、設備品製造業

232 宗教用具製造業

2321 宗教用具製造業

233 建具製造業

2331 建具製造業

234 その他の家具、装備品製造業

2341 木製衣服身のまわり品製造業

2342 皮製衣服身のまわり品製造業

2343 その他衣服、纖維製身のまわり品製造業

2344 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2345 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2346 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2347 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2348 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2349 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2350 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2351 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2352 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2353 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2354 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2355 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2356 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2357 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2358 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2359 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2360 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2361 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2362 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2363 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2364 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2365 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2366 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2367 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2368 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2369 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2370 その他の衣服、纖維製身のまわり品製造業

2371 新聞業

2371 新聞業(新聞取扱いを使用して印刷発行を行なうもの)

2372 新聞業(枚葉紙を使用して印刷発行をおこなうもの)

2373 新聞業(自ら印刷せず発行のみをおこなうもの)

2374 出版業

2375 出版業

324 非鉄金属鋳物製造業	3419 他に分類されない原動機製造業	3514 制御装置製造業 配線器具、配線付属品製造業	371 計量器、測定器、分析機器、試験機製造業	3952 造花、装飾用羽毛製造業	3971 漆器製造業
3241 非鉄金属鋳物製造業	3420 農業用機械製造業	3515 電気溶接機製造業 内燃機関電製品製造業	3711 一般長さ計製造業	3953 ボタン製造業	3981 他に分類されない製造業
3242 非鉄金属ダイカスト製造業	3421 農業用機械製造業	3516 その他の産業用電気機械器具製造業	3712 体積計製造業	3954 針、ピン、ホック、スナップ、同関連品製造業	3982 麦わら、パナマ類帽子製造業
325 電線、ケーブル製造業	343 建設機械、鉱山機械製造業	3517 トランク製造業	3713 はかり製造業	396 プラスチック製品製造業	3983 わら工品製造業
3251 電線、ケーブル製造業	3431 建設機械、鉱山機械製造業	3518 民生用電気機械器具製造業	3714 温度計製造業	3984 ほうき、ブラシ製造業	3984 ほうき、ブラシ製造業
329 その他非鉄金属製造業	3432 トランク製造業	3519 民生用電気機械器具製造業	3715 圧力計、流量計、液面計等製造業	3985 コルク加工基礎資材、コルク製品製造業	3985 コルク加工基礎資材、コルク製品製造業
3291 核燃料製造業	344 金属加工機械製造業	3520 民生用電気機械器具製造業	3716 精密測定器製造業	3986 マッチ製造業	3986 マッチ製造業
3299 他に分類されない非鉄金属製造業	3441 金属工作機械製造業	3521 民生用電気機械器具製造業	3717 分析機器製造業	3987 煙火製造業	3987 煙火製造業
33 金属製品製造業	3442 金属加工機械製造業	3522 電球、電気照明器具製造業	3718 試験機製造業	3988 看板、標識機製造業	3988 看板、標識機製造業
331 ブリキかん、その他のめつき板等製品製造業	3443 金属工作機械用、金属加工機械用部分品、付属品	3523 電球、電気照明器具製造業	3719 他に分類されない計量器、測定器、分析機器、試験機製造業	3989 かつら製造業	3989 かつら製造業
3311 ブリキかん、その他のめつき板等製品製造業	3444 機械工具製造業	3524 通信機械器具、同関連機械器具製造業	3720 測量機械器具製造業	3990 洋がさ、同部分品製造業	3990 洋がさ、同部分品製造業
332 洋食器、刃物、手道具、一般金物製造業	3445 繊維機械製造業	3525 有線通信機械器具製造業	3721 測量機械器具製造業	3991 和がさ、同部分品製造業	3991 和がさ、同部分品製造業
3321 洋食器製造業	3446 紡績機械製造業	3526 無線通信機械器具製造業	3722 医療用機械器具、医療用品製造業	3992 うちわ扇子、ちようちん	3992 うちわ扇子、ちようちん
3322 機械刃物製造業	3447 織機、編組機械製造業	3527 ラジオ受信機、テレビジョン受信機製造業	3723 医科用機械器具製造業	3993 製造業	3993 製造業
3323 利器工具、手道具製造業	3448 染色整理機械製造業	3528 電気音響機械器具製造業	3724 歯科用機械器具製造業	3994 モデル、模型製造業	3994 モデル、模型製造業
3324 作業用具製造業	3449 織機部分品、取付具付属品製造業	3529 電気音響機械器具製造業	3725 動物用医療機械器具製造業	3995 魔法びん製造業	3995 魔法びん製造業
3325 やすり製造業	345 特殊産業用機械製造業	3530 交通信号保安装置製造業	3726 医療材料製造業	3996 他に分類されないプラスチック製品製造業	3996 他に分類されないプラスチック製品製造業
3326 手引のこぎり、のこ刃製造業	3451 食料品加工機械製造業	3531 その他の通信機械器具、同関連機械器具製造業	3727 電子機械製造業	3997 漆器製造業	3997 漆器製造業
3327 農器具製造業	3452 木工機械製造業	3532 パルプ装置、製紙機械製造業	3728 時計、同部分品製造業		
3329 他に分類されない金物類製造業	3453 バルプ装置、紙工機械製造業	3533 有線装置製造業	3729 時計、同部分品製造業		
333 暖房装置、配管工事用付属品製造業	3454 印刷機製本、紙工機械製造業	3534 X線装置製造業	3730 時計側製造業		
3331 配管工事用付属品製造業	3455 鋳造装置製造業	3535 電子計算機、同付属装置	38 武器製造業		
3332 ガス機器、石油機器製造業	3456 プラスチック加工機械、同付属装置製造業	3536 電気計測器製造業	381 武器製造業		
3339 他に分類されない暖房、調理装置製造業	3457 その他の特殊産業用機械製造業	3537 電気計測器製造業	3811 武器製造業		
334 建設用、建築用金属製品製造業	3458 一般産業用機械装置製造業	3538 工業計器製造業	39 その他の製造業		
3341 建設用金属製品製造業	3459 ボンブ、同装置製造業	3539 電池製造業	391 貴金属製品製造業		
3342 建築用金属製品製造業	3460 空気圧縮機、ガス圧縮機、送風機製造業	3540 一次電池製造業	3911 貴金属製品製造業		
3343 製かん板金業	3461 エレベーター、エスカレータ製造業	3541 他の電気機械器具製造業	3912 宝石付属品、同材料加工業		
335 金属打抜、被覆、彫刻、熱処理業	3462 荷役運搬設備製造業	3542 半導体素子製造業	3913 宝石細工業		
3351 打抜、プレス加工アルミニウム、同合金製品製造業	3463 動力伝導装置製造業	3543 集積回路製造業	392 楽器、レコード製造業		
3352 打抜、プレス加工金属製品製造業	3464 荷役装置製造業	3544 その他の電子機器用、通信機器用部分品製造業	3921 ピアノ製造業		
3353 粉末や金製品製造業	3465 鋳造装置製造業	3545 その他の電子機器用、通信機器用部分品製造業	3922 オルガン製造業		
3354 金属製品塑装業	3466 プラスチック加工機械、同付属装置製造業	3546 その他の電子機器用、通信機器用部分品製造業	3923 ハーモニカ製造業		
3355 溶融めつき業	3467 その他の特殊産業用機械製造業	3547 薪電池製造業	3924 ギター製造業		
3356 金属彫刻業	3468 動力伝導装置製造業	3548 一次電池製造業	3925 レコード製造業		
3357 電気めつき業	3469 工業窯炉製造業	3549 他の電気機械器具製造業	3929 他に分類されない楽器、樂器部分品、同材料製造業		
3358 金属熱処理業	3470 荷役装置製造業	3550 自転車、同部分品製造業	393 楽器、がん具、運動競技用具製造業		
3359 その他の金属表面処理業	3471 油圧機器製造業	3551 自転車製造業	3931 楽器、がん具製造業		
336 金属線製品製造業	3472 化学機械、同装置製造業	3552 自動車車体、付随車製造業	3932 人形製造業		
3361 くぎ製造業	3473 その他の一般産業用機械装置製造業	3553 自動車部分品、付属品製造業	3933 児童乗物製造業		
3369 他に分類されない金属線製品製造業	3474 冷凍機、温湿調整装置製造業	3554 鉄道車両、同部分品製造業	3934 運動競技用具製造業		
337 ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業	3475 その他の金属表面処理業	3555 鉄道車両製造業	394 ペン、鉛筆、絵画用品、その他事務用品製造業		
3371 ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業	3476 油圧機器製造業	3556 鉄道車両用部分品製造業	3941 万年筆、シャープペンシル、ヘン先製造業		
339 その他の金属製品製造業	3477 その他の機械、機械部分品製造業	3557 自転車、同部分品製造業	3942 ボールペン、マーキングペン製造業		
3391 金庫製造業	3478 事務用、サービス用、民生用機械器具製造業	3558 自転車、同部分品製造業	3943 クレヨン製造業		
3392 金属製スプリング製造業	3479 事務用機械器具製造業	3559 その他の機械、機械部分品製造業	3944 毛筆、絵画用品製造業		
3393 フレキシブルチューブ製造業	3480 その他の機械器具製造業	3560 産業用運搬車両製造業	3945 毛筆、絵画用品製造業		
3394 金属製押出しチューブ製造業	3481 事務用機械器具製造業	3561 産業用運搬車両用原動機製造業	3949 他に分類されない事務用品製造業		
3395 打はく製造業	3482 ミシン製造業	3562 他に分類されない産業用運搬車両製造業	395 装身具、装飾品、ボタン、同関連品製造業		
3396 照明器具製造業	3483 毛糸手編機械製造業	3563 その他の輸送用機械器具製造業	3951 装身具、装飾品製造業		
3399 他に分類されない金属製品製造業	3484 冷凍機、温湿調整装置製造業	3564 産業用運搬車両用原動機製造業			
34 一般機械器具製造業	3485 その他の金属表面処理業	3565 航空機、同付属品製造業			
341 ボイラ、原動機製造業	3486 その他の機械器具製造業	3566 航空機用原動機製造業			
3411 ボイラ製造業	3487 その他の機械器具製造業	3567 他に分類されない航空機部分品、補助装置製造業			
3412 蒸気機関、タービン、水力タービン製造業	3488 吊り下げ装置、吊り下げ器具製造業	3568 その他の輸送用機械器具製造業			
3413 はん用内燃機関製造業	3489 吊り下げ器具製造業	3569 産業用運搬車両用原動機製造業			
	35 電気機械器具製造業	3570 産業用運搬車両用原動機製造業			
	351 発電用、送電用、配電用、産業用電気機械器具製造業	3571 産業用運搬車両用原動機製造業			
	3511 発電機、電動機、その他の回転電気機械製造業	3572 産業用運搬車両用原動機製造業			
	3512 變圧器類製造業	3573 産業用運搬車両用原動機製造業			
	3513 開閉装置、配電盤、電力	3574 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3575 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3576 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3577 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3578 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3579 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3580 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3581 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3582 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3583 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3584 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3585 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3586 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3587 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3588 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3589 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3590 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3591 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3592 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3593 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3594 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3595 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3596 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3597 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3598 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3599 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3600 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3601 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3602 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3603 産業用運搬車両用原動機製造業			
		3604 産業用運搬車両用原動機製造業			

付録 2

工業統計調査規則

- 昭和26年12月28日通商産業省令第81号
改正昭和27年12月26日通商産業省令第98号
△昭和29年10月25日通商産業省令第58号
△昭和30年11月18日通商産業省令第61号
△昭和31年10月20日通商産業省令第51号
△昭和34年10月14日通商産業省令第107号
△昭和36年9月7日通商産業省令第76号
△昭和38年10月9日通商産業省令第120号
△昭和39年11月18日通商産業省令第127号
△昭和40年11月5日通商産業省令第134号
△昭和41年9月27日通商産業省令第95号
△昭和43年11月22日通商産業省令第116号

(省令の目的)

第1条 工業統計調査(指定統計第10号。以下「工業調査」という。)の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(調査の期日)

第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によつて行なう。

(調査の範囲)

第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類ならびに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2条の規定に基く日本標準産業分類(昭和26年統計委員会告示第6号)に掲げる大分類F—製造業に属する事業所について行なう。

(調査の種類)

第5条 工業調査は、甲調査、乙調査および丙調査とする。

2 甲調査は、前条の調査の範囲のうち従業者20人以上のもの(製造、加工または修理を行なつてない本社または本店であるものを除く。)について行なう。

3 乙調査は、前条の調査の範囲のうち従業者19人以下のもの(製造、加工または修理を行なつてない本社または本店であるものを除く。)について行なう。

4 丙調査は、前条の調査の範囲のうち本社または本店と異なる場所に事業所1以上を有する企業の本社または本店であるものについて行なう。

(調査事項)

第6条 工業調査は、左の各号に掲げる事項について行なう。

- 事業所名
- 事業所所在地
- 本社または本店名およびそれが会社の場合にはその資本金額または出資金額
- 本社または本店所在地
- 事業内容
- 他事業所の有無
- 経営組織
- 従業者数
- 月別常用労働者数
- 現金給与総額
- 原材料および燃料使用額
- 原材料および燃料在庫額ならびに半製品および仕掛品額
- 電力使用額
- 委託生産費
- 製造品ならびにくずおよび廃物出荷額
- 製造品在庫額
- 加工費および修理料収入額
- 有形固定資産の現在高、取得額、除却額および減価償却額
- 敷地面積および建築面積
- 工業用水使用量
- 鋼材の使用量および在庫量
- (集計および公表)

第21条 通商産業大臣は、調査票を審査集計して、集計完了の際公表する。

2 市町村長または都道府県知事は、調査票を集計公表しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(準備調査の期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿、都道府県知事の保存する準備調査名簿および調査票ならびに通商産業局長の保存する工業調査票甲の保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿および調査票の保存期間は、3年とする。

(調査票の使用)

第23条 通商産業大臣、都道府県知事または市町村長は、統計法第15条第2項の規定により調査票を左の各号に掲げる調査事項に限つて、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

- 事業所名
- 事業所所在地
- 本社または本店名およびそれが会社の場合にはその資本金額または出資金額
- 本社または本店所在地
- 経営組織
- 従業者数
- 主要製品名

(適用除外)

第24条 国および公共企業体に属する事業所については、この省令を適用しない。

(調査の方法)

第10条 甲調査、乙調査および丙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲、乙および丙(以下「調査票」と総称する。)によつて行なう。

(申告義務)

第8条 第4条の規定による事業所の管理責任者(以下「申告義務者」という。)は、第5条の区分に従い、前条の調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

(準備調査)

第9条 市町村長(東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。)は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施にさきだつて統計調査員に準備調査を行なわせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)3部を作成させなければならない。

(調査の方法)

第10条 甲調査、乙調査および丙調査は、統計調査員が申告義務者に配布する工業調査票により行なう。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかつたときは、調査票提出先にその旨を申し出で配布を受けなければならない。

(調査票の提出)

第11条 削除

第12条 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名をついた

上、2部を翌年1月31日までにその事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 甲調査の申告義務者のうち鉱業法(昭和25年法律第289号)の適用を受ける精鍛所の管理責任者は、前項の規定にかかわらず、工業調査票甲3部を翌年1月31日までにその事業所の所在地を管轄する通商産業局長に提出しなければならない。

第13条 市町村長は、市町村(東京都内の区のある地域では区。以下同じ。)内の準備調査名簿および調査票を取りまとめて調査事項記載上の不備を点検し、準備調査名簿の1部を保存し、準備調査名簿2部ならびに工業調査票甲、乙および丙各2部を翌年2月末日までに都道府県知事に提出しなければならない。

2 通商産業局長は、調査票を取りまとめて調査事項記載上の不備を点検し、工業調査票甲1部を保存し、2部を翌年3月31日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

第14条 都道府県知事は、準備調査名簿および調査票を取りまとめて調査事項記載上の不備を点検し、準備調査名簿1部ならびに工業調査票甲、乙および丙各1部を保存し、準備調査名簿1部ならびに工業調査票甲、乙および丙各1部を翌年3月31日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

(調査の指揮監督)

第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

(統計調査員)

第16条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき、統計調査員(以下「工業調査員」という。)を置く。

2 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて準備調査、甲調査、乙調査、丙調査およびこれに関連する事務に従事する。

第17条 工業調査員は、都道府県知事が任命する。

第18条 都道府県知事は、工業調査員が統計法に違反し、任務を怠り、または、その他の不都合の行為があつたときは、解任することができる。

(統計職員)

第19条 工業調査には、統計法第10条第3項但書の規定により、同条第1項に規定する統計官および第2項に規定する統計主事以外の者をも従事させることができる。ただし、租税の賦課、徴収に従事する者は、除かなければならぬ。

(実地調査)

第20条 工業調査に従事する統計官、統計主事、工業調査員および前条に規定する者は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、左の各号に掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、または関係者に対し質問することができる。

- 現金給与総額
- 原材料および燃料使用額
- 原材料および燃料在庫額ならびに半製品および仕掛け品額

(電力使用額)

5 委託生産費

6 製造品ならびにくずおよび廃物出荷額

7 製造品在庫額

(加工費および修理料収入額)

8 有形固定資産の現在高、取得額、除却額および減価償却額

9 敷地面積および建築面積

10 工業用水使用量

11 鋼材の使用量および在庫量

(集計および公表)

第21条 通商産業大臣は、調査票を審査集計して、集計完了の際公表する。

2 市町村長または都道府県知事は、調査票を集計公表しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(準備調査の期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿、都道府県知事の保存する準備調査名簿および調査票ならびに通商産業局長の保存する工業調査票甲の保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿および調査票の保存期間は、3年とする。

(調査票の使用)

第23条 通商産業大臣、都道府県知事または市町村長は、統計法第15条第2項の規定により調査票を左の各号に掲げる調査事項に限つて、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

- 事業所名
- 事業所所在地
- 本社または本店名およびそれが会社の場合にはその資本金額または出資金額
- 本社または本店所在地
- 経営組織
- 従業者数
- 主要製品名

(適用除外)

第24条 国および公共企業体に属する事業所については、この省令を適用しない。

(調査の方法)

第10条 甲調査、乙調査および丙調査は、統計調査員が申告義務者に配布する工業調査票により行なう。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかつたときは、調査票提出先にその旨を申し出で配布を受けなければならない。

(調査票の提出)

第11条 削除

第12条 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名をついた

付録 3

市区町村番号		事業所番号		区画区番号		私		昭和40年工業調査票用		工業調査票用		第10号		付録3	
1 事業所の名称および所在地		事業所の名稱にはふりがなをつけて下さい。(電話番号)		2 本社または本店の名称および所在地		本社または本店の名稱にはふりがなをつけて下さい。(電話番号)		3 経営組織		4 資本金額または		5 佔率		6 従業者数(年末現在)	
7 月別常用労働者数		8 現金給与総額		9 原材料および燃料使用額		10 有形固定資産の現在高		11 敷地面積および建築面積		12 鋼材の使用量および在庫量		13 電力使用額		14 委託生産費	
15 委託生産費		16 建設面積		17 廉価		18 有形固定資産		19 工業用地		20 建設面積		21 廉価		22 有形固定資産	
23 有形固定資産		24 有形固定資産		25 有形固定資産		26 有形固定資産		27 有形固定資産		28 有形固定資産		29 有形固定資産		30 有形固定資産	
31 有形固定資産		32 有形固定資産		33 有形固定資産		34 有形固定資産		35 有形固定資産		36 有形固定資産		37 有形固定資産		38 有形固定資産	
39 有形固定資産		40 有形固定資産		41 有形固定資産		42 有形固定資産		43 有形固定資産		44 有形固定資産		45 有形固定資産		46 有形固定資産	
47 有形固定資産		48 有形固定資産		49 有形固定資産		50 有形固定資産		51 有形固定資産		52 有形固定資産		53 有形固定資産		54 有形固定資産	
55 有形固定資産		56 有形固定資産		57 有形固定資産		58 有形固定資産		59 有形固定資産		60 有					

錄 4

昭和43年工業統計調査

市区町村番号	事業所番号	調査区番号	○	◎	◎	票番	産業				
				指定統計 第10号		(従業者19人以下の事業所用)					
1 専業所の名称および所在地 (事業所の名称にはふりがなをつけて下さい。 (電話番号)				2 本社または本店の名称および所在地 (同一の場合は同左と記入) (電話番号)							
都道府県	市区町村	区町村	番地	都道府県	市区町村	区町村	番地				
3 経営組織		4 資本金額または出資金額(会社に限る。)		5 他事業所の有無 該当する番号一つに○をつけて下さい。							
該当する番号一つに○をつけて下さい。		昭和43年末現在払込み済みの資本の額または出資の額を記入して下さい。		1 工場が一つで、本社はこの工場と同一の場所にある。 2 工場が一つで、本社はこの工場と異なった場所にある。 3 工場が二つ以上ある。(上記1, 2以外)							
1 会社	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円				
2 組合・その他の法人											
3 個人											
6 従業者数(年末現在)				男	女	計					
常用労働者 30日を超える期間を定めて雇用している臨時の者ならびに11月、12月のそれぞれの月において18日以上または7月から12月までに通算して60日以上雇用した臨時および日雇の者も含めます。											
個人事業主および家族従業者 業務に従事している個人事業主およびその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。											
合 計											
7 現金給与総額(年間) (1) 常用労働者に対する基本給、諸手当および特別に支払われた給与(期末賞与等)の額を記入して下さい。なお、退職金または解雇手当、重賞賞与等も含まれます。 (2) 常用労働者に含まれない臨時または日雇の者に対する給与の額も含まれます。				金額							
				億	千万	百万	十万	万	千円		
8 原材料、燃料、電力の使用額および委託生産費の合計金額(年間)				金額							
(1) 原材料、燃料、電力の使用額には、他から購入したものと同一企業の他の事業所から受け入れたもの等のうち実際に使用した総使用額を記入して下さい。(購入額を記入するのではありません) (2) 委託生産費には、原材料またはこの事業所の製品を他に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工費および支払うべき加工費を記入して下さい。				億	千万	百万	十万	万	千円		
9 製造品出荷額等 (1) 製造品とは、自己の所有に属する原材料によって製造された製品をいい、製造品には副産物、製造工程から出たくず、廃物も含めて下さい。 (2) 製造品には、原材料を他に支給して製造させたものを含め、仕入れてそのまま販売するものは含まれないで下さい。 (3) 同一企業の他の事業所へ引き渡したものも製造品出荷額に含めて下さい。 (4) 製品名、販売品名、番号、数量単位名等の記入にあたっては、商品分類表を参照して下さい。なお、製造品の数量は単位未満を四捨五入して記入して下さい。 (5) 出荷金額は工場出荷価額によって記入して下さい。				金額							
				億	千万	百万	十万	万	千円		
10 品目別製造品出荷額(年間)				金額							
(1) 同一企業の他の事業所へ引き渡したものも製造品出荷額に含めて下さい。 (2) 製品名、販売品名、番号、数量単位名等の記入にあたっては、商品分類表を参照して下さい。なお、製造品の数量は単位未満を四捨五入して記入して下さい。				億	千万	百万	十万	万	千円		
				億	千万	百万	十万	万	千円		
11 加工賃収入額(年間) 他の企業の所有に属する原材料または製品に貢加工して引き渡したものに対して受け取った加工費および受け取るべき加工費を記入して下さい。				金額							
				億	千万	百万	十万	万	千円		
12 製造品出荷額計				金額							
				億	千万	百万	十万	万	千円		
13 おもな原材料名および簡単な作業工程 (1) おもな原材料名および簡単な作業工程 購入したもの 支給されたもの				ハ 修理料収入額(年間)	880000						
				10 (イ, ロ, ハ) の合計							
(9項に記入した製造品の製造または加工についての作業工程を記入して下さい。)				11 内国消費税額 9イ品目別製造品出荷額の金額に含まれている (年間) 物品税、消費税、トランプ類税等の税額の合計							
				12 (10-11) の金額							
14 有形固定資産 (1) 有形固定資産(土地を除く。)には建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用半数1年以上の工具、器具、備品等を帳簿価額で記入して下さい。 (2) 取得額には、購入、建設、自家製作、同一企業に属する他の事業所からの受け入れ、増改築、建設仮定期からの保管等による取得額を記入して下さい。 (3) 除却額には、売却、撤去、減少、同一企業に属する他の事業所への引き渡し等による除却額を記入して下さい。 (4) 減価償却額には、減価償却額として有形固定資産勘定により控除した金額または減価償却金として計上された金額を記入して下さい。				金額							
				億	千万	百万	十万	万	千円		
15 年初現在高				取 得 額 (年間)							
新規のもの 中古のもの				新規のもの	中古のもの	取 得 額 (年間)					
区 分	新規のもの	中古のもの	取 得 額 (年間)		新規のもの	中古のもの	取 得 額 (年間)		新規のもの	中古のもの	取 得 額 (年間)
有形固定資産 (土地を除く。)	十億 億 千万 百万 十万 万 千円	十億 億 千万 百万 十万 万 千円	十億 億 千万 百万 十万 万 千円		十億 億 千万 百万 十万 万 千円	十億 億 千万 百万 十万 万 千円	十億 億 千万 百万 十万 万 千円		十億 億 千万 百万 十万 万 千円	十億 億 千万 百万 十万 万 千円	十億 億 千万 百万 十万 万 千円
土 地											
備考											
◎イ	※ロ	市区町村 職員印押	調査員 押印	申告者の記名 および押印							